

東京都後見人等候補者養成事業実施要領

平成17年12月15日	17福保総企第655号制定
平成19年5月15日	19福保生地第241号一部改正
平成20年6月2日	20福保生地第270号一部改正
平成22年5月12日	22福保生地第120号一部改正
平成26年3月31日	25福保生地第1370号一部改正
令和5年3月3日	4福保生地第1803号一部改正

この要領は、東京都成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱（平成17年3月31日付16福保総改第117号）（以下「実施要綱」という。）3（2）エに基づき、東京都と区市町村が協同して「成年後見人、保佐人及び補助人」（以下「後見人等」という。）候補者の養成を行う事業（「後見人等候補者養成事業」と称する。以下「本事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるために制定する。

1 本事業の目的等

本事業は、社会貢献的な精神に基づき後見業務に取り組むことに意欲をもつ都民等を対象に必要な講習等を実施し、認知症や障害等により、成年後見制度を利用する必要がある都民等が地域の中で適切な支援を受けることができるよう、後見人等候補者の養成を行うことを目的とする。

なお、本事業により経験を積み後見人等となった者を「社会貢献型後見人」と称するものとする。

2 実施主体

本事業の実施主体は東京都及び区市町村とする。ただし、東京都及び区市町村は、本事業の運営を適切な団体等に委託又は助成して実施することができる。

3 東京都が実施する事業

本事業のうち、東京都は、推進機関等の機能強化、町村を対象とした養成講習の開催、困難事例への助言など、区市町村の支援に係る事業を行うものとする。

4 区市町村が実施する事業

区市町村は、地域の実情に応じ、一貫した養成・支援体制を構築して以下の取組を行うものとする。ただし、町村においては、以下の4（2）及び（7）について、都が実施する養成講習及びフォローアップ研修を活用することができる。

(1) 4（2）に係る受講生の募集に関する取組（公募、オリエンテーション等）

(2) 養成講習の開催

(3) 上記(2)により講習を修了した者を登録する取組

(4) 上記(3)により登録した者(以下「後見活動メンバー」という。)に対して、以下の活動のうち、必要な活動を紹介する取組

ア 専門職後見人等の指導により行う活動

イ 推進機関が法人後見を実施する場合の協力員としての活動

ウ 日常生活自立支援事業の生活支援員としての活動

エ 地域共生社会の実現のための活動

オ その他、それぞれの後見活動メンバーの適性と希望から適切と考えられる活動

(5) 上記(4)により経験を積んだ後見活動メンバーのうち、十分に適性を有すると思われる者を後見人等候補者として、必要とする者(親族を含む)に紹介し、又は家庭裁判所に推薦する取組

(6) 上記(4)により活動を紹介し、又は(5)により家庭裁判所から後見人等に選任された後見活動メンバーに対して、以下のうちの必要な支援を行う取組

ア 専門職を含む後見人等相互の交流と情報交換を図ることを目的とした後見人等連絡会の開催

イ 後見人等からの後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)業務に関する相談への対応

ウ 後見人等のスキルアップを目的とした後見人研修の開催

エ 地域における後見人等への支援体制の構築を目的とした関係機関連絡会の開催

オ その他、後見活動メンバーが円滑かつ適切に活動を行うために必要と考えられる支援

(7) 後見活動メンバーを対象としたフォローアップ研修の開催

(8) 上記(5)により後見人等に選任された後見活動メンバーが後見等業務を行う際に、推進機関が後見監督、保佐監督及び補助監督業務を担うなど、後見活動メンバーを支援する取組

5 区市町村が事業を実施するに当たっての留意事項

区市町村は、4に定める取組を行うに当たっては、以下の事項に留意するものとする。

(1) 区市町村は、4(3)により登録した後見活動メンバーが、成年後見制度の適切な推進を図る上で不適切な行為を行った場合には、当該行為に関して十分な審査を行い、必要な手続きを経た上で、その登録を抹消又は停止することができる。

- (2) 区市町村が4(5)に基づき後見人等候補者としての紹介、推薦を行うに当たっては、当該後見活動メンバーが保険に加入することを条件とする。
- (3) 区市町村は、4に定める取組を行うに当たって対応が困難な事例については、実施要綱3(2)イ「成年後見事務に関する相談業務」に基づき社会福祉法人東京都社会福祉協議会に設置する窓口で相談できるものとする。

6 その他

- (1) 4に定める区市町村の取組は、当該区市町村が推進機関を設置する場合には、実施要綱3(1)ア(ア)「成年後見人等の支援」又は(イ)「地域ネットワークの活用」に基づき実施する。
- (2) 区市町村は、この要領の規定を踏まえ、本事業の実施に関し必要な事項について、独自に実施要綱等を定めることができる。
- (3) この要領に定めるもののほか、この要領の実施に関して必要な事項は、福祉保健局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。